

●施工業者の条件

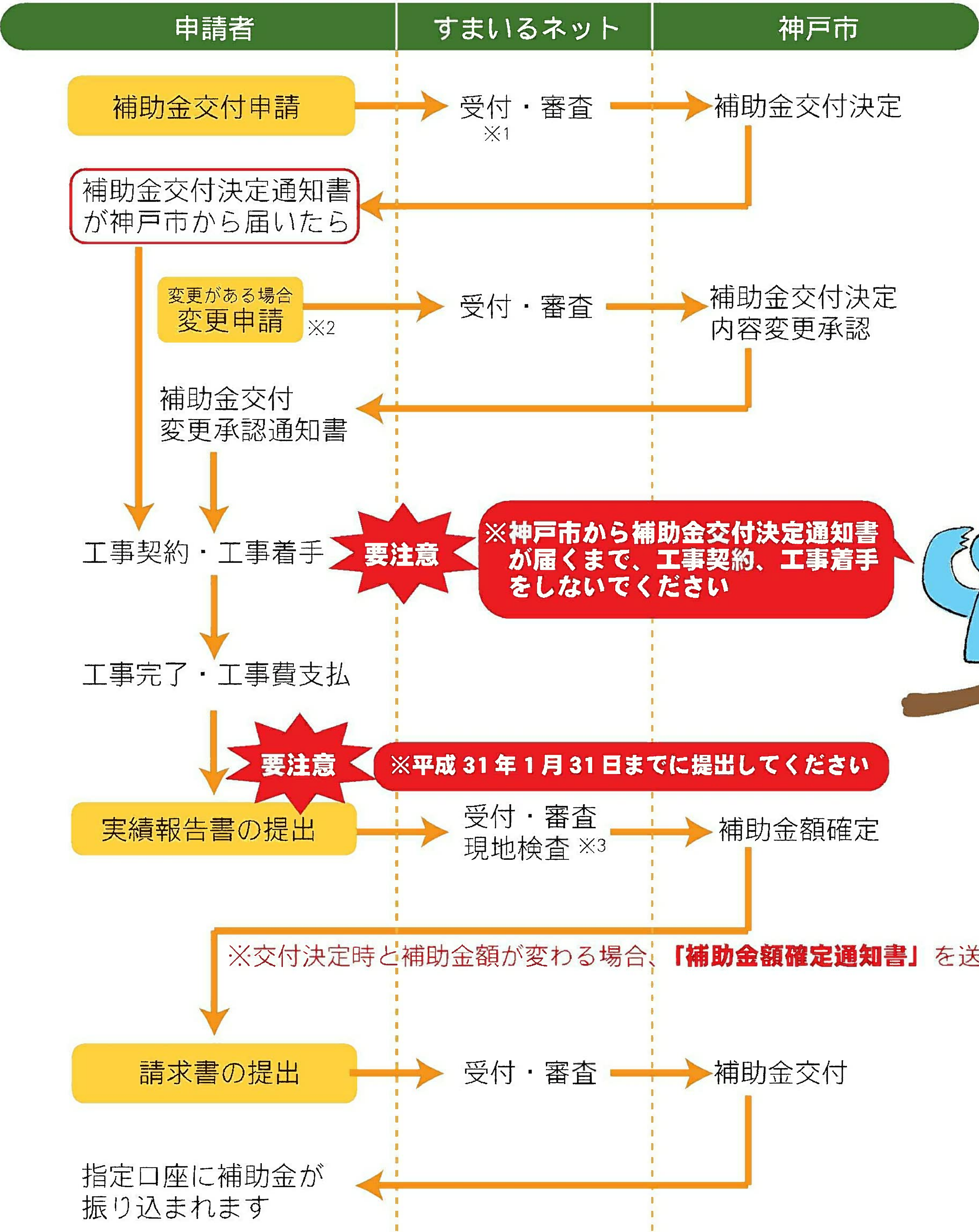
・市内に本社、支店、営業所などを有する中小企業者 ※中小企業者の定義は中小企業基本法第2条による。

区 分	中小企業者 ※いずれか一方が該当	
	資本金	従業員の数
建設業・その他の業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下



左の表をよく確認してね！

●申請から補助金交付までの流れ



※1：申請書類が全て揃った順で受付します。**(予算額に達し次第、受付を締め切ります。)**
※2：工事内容を変更または中止する場合は、事前に必ずすまいるネットまでお知らせください。
※3：現地検査は全ての申請物件で行うとは限りません。